

この事業は保つる精神留置考と法規取締り下に其の責任を強ひら
れてゐる事であり尚ほここに特種取締を必然的の具へらるゝ(さ)より係り要求す
五枚紙送付方法改正の件

理由 現行保送規則に於ては時刻等より使用に難き(不便)且つ制限返附才
法と市電と同様にされたい

六枚紙手精勤費支給の件

今一運送事業上に於て前項手功手費の理由による多量法規の取締並に渡方収
担責任の附帯は等しくして更に上り後、取上りる加其の生活維持困難(人)と
社則による事(正)に基き精勤手費を支給せらるべし
所要並に及ぶ也

以て交通労働總聯盟 王子 支 部
経業自治会 郊外部

王子電気軌道株式会社 中



第 三 〇 六 一 號

昭和二年十二月五日

警視總監 宮田 光 雄

内務大臣 鈴木喜三郎殿
社 會 局 長 官殿
大阪 神奈川 兵庫 各府縣知事殿

王子電気軌道株式會社労働爭議一關の件 (第一報)

要旨

爭議代表は本月三日會社を訪問し解雇者ノ即時復職ヲ懇願シ之レニ付
絶トシタル為更ニ監督採用規定實行外四項目ニ亘ル數額書ヲ提出セリ會社側ハ同日
午前十時回答ヲ示シ
紛争法團急先鋒ハ秘密本部ヲ設テ自以全老弱無事子と運送ヲ執リ本月十八年未廣
典ノ度復故諾シテ大ニ回各分司ノ係リヲ八百ニ總裁案ヲ決行シ各組會員アリ
又三月迄ノ爭議會合ヲ催シ對策ヲ講下

2.12.6
1302